

平成 22 年度 第 2 回 芦屋市権利擁護支援システム推進委員会 会議録

日 時	平成23年3月28日（月） 15：00～16：40
会 場	福祉センター 3階 会議室Ⅱ
出 席 者 欠 席 者	委 員 長 神部 智司 委 員 森川太一郎，宮崎睦雄，宮平太，中野久美子，片山恵美子，堺 敦， 上田晴男 委員以外 脇朋美，松本真奈美 事 務 局 芦屋市高年福祉課 安達 昌宏・永井 喜章・木野 隆 細井 洋海・吉川 里香・山崎 元輝
会議の公表	☒ 公 開 ☐ 非公開 ☐ 部分公開 < 非公開・部分公開とした場合の理由 >
傍聴者数	0人

1 議題

- (1) 平成22年度芦屋市権利擁護支援センター事業報告
- (2) 高齢者虐待対応事例モニタリングの報告
- (3) 高齢者虐待対応フロー暫定版（案）
- (4) 平成23年度芦屋市権利擁護支援センター事業計画について
- (5) その他

2 資料

事前資料「平成22年度芦屋市権利擁護支援センター活動状況報告」

「2011年度事業計画（案）」

当日資料「平成22年度芦屋市権利擁護支援センター専門委員会の開催状況について」

「22年度モニタリング結果」

「平成22年度芦屋市権利擁護支援システム推進委員会（プロジェクトチーム）の開催状況について（報告）」

「芦屋市養護者による高齢者への虐待～対応フローの概要～」

「芦屋市養護者による高齢者への虐待対応フロー（暫定版）」

「様式集」

「虐待対応に関する研修会の開催について（ご案内）」

3 審議内容

- (1) 平成22年度芦屋市権利擁護支援センター事業報告

（出席者 脇）

事前資料「平成22年度芦屋市権利擁護支援センター活動状況報告」

当日資料「平成22年度芦屋市権利擁護支援センター専門委員会の開催状況について」の説明。

(森川委員) 専門委員会で委員長をさせていただいておりますので、私からも説明させていただきます。

専門委員会は、ほぼ2ヶ月に1回程度のペースで開催しています。

23年度の第1回目は、4月25日を予定しておりまして、今年度に引き続いて、法人後見の受任要件や虐待対応等における行政の権限行使についても検討していく予定です。

(神部委員長) 平成22年度7月から12月までの権利擁護支援センターの活動状況報告と、専門委員会の報告をしていただきました。何かご質問やご意見がございいますか。

(堺委員) 報告は、活動の3分の2にあたる報告となりますね。お聞きしたいことは、相談者について、継続した相談者がおられるのかどうかと、9月に相談回数が多いようですが、何か原因がありますか。

(出席者 脇) 相談者については、ほぼ新規者です。継続相談が必要な場合は、具体的な支援を始めています。また、9月に相談者が多かったことについて、特に原因となるようなことはなかったと思います。

(堺委員) 開所以来、着々と成果をあげられていますね。

権利擁護専門相談ですが、毎週1回開催されていますね。

2コマで120分というのは、適当なのですか。増やした方が良いという要望はありませんか。

(出席者 脇) 特にありません。臨時の開催で対応できています。

今後、相談件数が増加していくようであれば、臨時相談で対応したり、定例の相談の時間を増やしたりするなど検討したいと思います。

(神部委員長) 他にご質問等はございませんか。無いようであれば、次の議題へ移りたいと思います。

(2) 高齢者虐待対応事例モニタリングの報告

(出席者 脇)

当日資料「22年度モニタリング結果」の説明。

(神部委員長) 平成22年度の高齢者虐待事例のモニタリング結果について、ご報告いただきました。委員のみなさま、何かご質問やご意見はございませんか。

(堺委員) 当初160件程あった事例について、モニタリングにより結果を出されたペースがとても早いです。

(上田委員) そうですね。ご覧いただいたとおり、今回のモニタリングで、相当な件数が支援の終結や終了と確認できました。それまでは、多くの事例の支援をする中で、支援の進捗状況の確認が不十分であったということが分かりました。

(片山委員) 資料の中の平成20年度で精道に「状況不明」とありますが、この説明をお願いします。

(出席者 脇) 精道圏域に「打出在宅介護支援センター」があり、その機関からの引継ぎのケースで、引き継いだものの、事例の背景がよく分からず、見守りながら、支援展開に結びつけるような事例です。

(神部委員長) モニタリングで「終結」「終了」とありますが、これの判断の置きかたを教えてください。

(上田委員) ご質問のとおり、これまでは「終結」の判断基準が明確ではなかったと

思います。まず、「終了」についてですが、ご本人が亡くなられたり、市外に転居されたりした場合に「終了」と位置づけています。

「終結」については、何についての「終結」なのかと言いますといわゆる「虐待案件」としての「終結」です。「虐待」としての「対応」は終わったということです。しかし、ご本人が要介護状態であれば、継続して「生活支援」が必要ですので、継続して生活支援ニーズに対応していきます。「虐待」の状況について「改善」したということで、これを「終結」と判断しています。

「権利擁護支援ニーズ」については、成年後見等のニーズがあり、その支援を継続して行いますが、「虐待の対応」は終了したとして「終結」としています。（宮崎委員）表の数値の見方なのですが、おおむねどこの高齢者生活支援センターも事案が発生し、ほぼ3年程度で支援を終了しているようですが、精道だけが平成20年度に7件となったままで、これは何か理由があるのですか。

（事務局 細井）おそらく、この数値も精道圏域内の在宅介護支援センターからの引継ぎに関連するものだと思います。在宅介護支援センターは、発見から支援を主に担当しながら、精道の地域包括支援センターに協力依頼を求め、協働で支援にあたっていたため、数が膨らんでいると考えられます。

（宮崎委員）3年ほど集中的に支援すれば、支援を終結できると理解して良いのでしょうか。

（事務局 細井）この表からそのように判断できるかということと実態を考えると難しい判断となります。

（上田委員）支援対象者は、在宅におられる高齢者で、おおむね要介護状態のかたですから、経年とともに状態が変化し「入所」となり、「終了」となる事例も多いです。ですから、3年程度で、支援が終了する傾向というのは、対象者のかたの状態像の変化によるものと考えられます。

（片山委員）平成18年から22年で、モニタリングの結果、それぞれの数値は、発見通報された当該年度の方が、現在においても支援中であると見て良いのですね。ですので、例えば精道圏域の平成20年度の支援中7件と平成21年度の「支援中」の7件は、全体で14件を現在も支援中と理解すれば良いのですね。

（事務局 細井）はい。そのとおりです。

（片山委員）では、現在においても「事実確認中」と言う判断は、モニタリングの結果、支援が停滞していることが分かり、改めて事実確認の必要性が生じたという事例であるということでしょうか。

（事務局 細井）はい。そのとおりです。

（3）高齢者虐待対応フロー暫定版（案）について

（事務局 細井）

当日資料 「芦屋市権利擁護支援センター活動状況報告」の説明。

（神部委員長）フローチャートと活用するシートについて報告していただきました。分かりやすさが全面に出ているフローチャートになっていると思います。

（宮崎委員）「養護者による」と限定していますが、この表現の意味を教えてください。

（上田委員）虐待の概念が「養護者」「施設職員」に分けられています。今回は、

「養護者によるもの」に限定しています。

(宮崎委員) 高年福祉課の情報収集ですが、これは本人に聞くのですか。

(事務局 安達) これは、行政権限によって情報を集めるものです。

(堺委員) とても分かりやすく、頭が整理されました。フローチャートに沿って支援を展開し解決に向かう中で「犯人探し」とならないよう注意を払わないといけないと思います。行政が支援の後方にいる中で、結果として虐待が発生したり、またその狭間にいるかたに、生活支援が必要な場合、行政が直接支援することが困難な事例もあると思います。そんな時は、社会福祉協議会の出番ではないかと思っています。また障がい者の問題もあります。就労がうまくいかない、あるいは就労の場で虐待を受けることもある等、高齢者の問題だけではないので、今後考えていかないといけないと思います。

今回の人事異動で、福祉部の中に子ども、高齢者の部長が新設されていますね。この意味も知りたいのですが、そのセクションとこの虐待の対応等とどう関わっていくのか知りたいです。

(事務局 安達) 今回の組織改正により、新しくトータルサポート担当が新設されています。また、高齢者、こどもの担当として参事を新設しています。

元々、福祉部内はセクションが多く、ひとりの部長の所管範囲が広いため、これからの少子高齢化問題等に対応していくためにも、参事の新設がなされたと理解しております。役割分担がなされたと思っています。

(堺委員) 業務量の多さから、役割分担がなされ、業務が円滑化すると期待してよいのですね。

(事務局 安達) あくまで、現場の状況を判断した結果の組織改正であると認識しています。

(宮崎委員) 虐待対応フローと表現しながら、高齢者の尊厳を守るよくできたフローチャートとシートであると思います。

(堺委員) 高齢者が住まいを奪われているように感じています。高齢者が施設に入所する方向の支援が国を始め展開されているように思います。高齢者が今まで暮らしていた住まいを奪われる、これが虐待であると感じています。

(上田委員) 確かに住まいの問題は大きいです。例えば、住まいがあっても貸してもらえない等の問題もあります。これは障がい者であっても同じことです。

芦屋市の状況は、把握していないのですが、そのような課題があれば、ぜひ施策に反映させていただきたいと思います。

(堺委員) 東北の震災についても、公と民との役割について、命題化されるように思います。住まいの問題が安心につながっていないと思います。

(事務局 安達) 今回の第6次芦屋すこやか長寿プラン策定のためにアンケートを集約しています。その中には、住まいの問題として、居住の階にエレベーターが停止するか否か等を設問に入れています。また、高齢者が住まいを借りる際の保証人の問題等もあります。次期の計画は、高年福祉課のみの対応だけではなく、住宅課等の関係各課と定期的な検討を考えています。

(神部委員長) 住まいの問題は、実際のアンケート調査の結果から言えることでしょうか。あるいは、個別で電話相談等があるのですか。

(事務局 安達) アンケート調査の結果は、まだ集約されていないのですが、例えば市営住宅内で、高齢者が身体状況の変化により、現在の住まいより階下に住めるよ

う住み替えも推進していますが、なかなか進まないようです。

(中野委員) 事実確認について、目視を原則となっていますが、高齢者の場合は難しいように思いますが、具体的にはどのようなことでしょうか。

(事務局 細井) 身体的虐待の確認は、デイサービス利用時等に確認できます。また、経済的、心理的虐待は、高齢者ご本人との面談や会話によって確認できていくものです。専門職である支援者が他者からの情報提供のみで、支援展開するのではなく、専門職としてすべきことを確認して、根拠をもって支援するという事です。

(片山委員) 中野委員のご指摘のとおり、ご本人のみの主訴ではなく、また誰かから聞いたことではなく、現場でケアマネジャーが自分の目と耳で確認しようということです。

(上田委員) 事実確認の目視は、高齢者自身の「安否確認」の意味もあります。何年も対象である高齢者を見掛けていないとか、家族が「元気です。」と答え、本人に会わせてくれない等により、本人に会えず悲惨な状況を迎える事例が過去にもありました。安否確認により、危機予測に対応できます。目視により安否確認を行い、まずは高齢者ご本人が存在していることを重要視しています。

(中野委員) よく分かりました。

(森川委員) 虐待の相談があった場合、相談と同時に受理ということもあると思いますので、高年福祉課は「虐待通報の届出と受理」と表現されたら良いのではないかと思います。また「Maybe シート」ですが、いちばん下に「緊急性」の欄があります。緊急性の判断は、コアメンバー会議でも判断するのですね。

「Maybe シート」の緊急性の判断はだれが行うのでしょうか。

(事務局 細井) 相談あるいは通報を受けた高年福祉課、高齢者生活支援センターの職員が簡易スクリーニングを行う際に緊急性の判断をします。

事例としては、「48 時間以内」に判断されるケースがほとんどです。

「即時」のケースは、年間で 1 例程度です。無い場合もあります。

(森川委員) 「Maybe シート」の緊急性の判断は、受け付けた機関が判断して記載し、コアメンバー会議で改めて、情報を持って判断するという事です。

(事務局 細井) はい。そのとおりです。

(宮平委員) 権利擁護支援センターが虐待の受付けをする場合もありますか。

(出席者 脇) はい。その場合は、地区担当の高齢者生活支援センターにつないで、通報シートをあげようと話し合いました。

(宮平委員) 分かりました。また、支援していたかたが転居された場合は、転居先の担当地域包括支援センターにもつないでいただけるのでしょうか。

(事務局 細井) はい。それは情報提供して、再発防止のためにも、必要な場合に支援していただけるよう依頼させていただく予定です。

(神部委員) 支援経過を記載するシートは統一されていないのでしょうか。

(事務局 細井) はい。支援経過記録は、既存のものを活用させていただく予定です。

今回は、その統一は図りませんでした。あくまでこのシートは、暫定ということで、使用しながら不具合に対応していきたいと考えています。

また明日、ケアマネジャーのかたにお集まりいただく説明会がありますので、そこで虐待の理解を深めるとともにフローチャートとシートの説明をさせていただく予定です。

(片山委員) ケアマネジャー間で「虐待」ということばに抵抗感を抱くかたがたくさんおられます。ですから「虐待」という表現をできるだけしないで配慮をした結果のシートとなりました。

(4) 平成23年度芦屋市権利擁護支援センター事業計画について

(上田委員)

当日資料「2011 年度事業計画（案）」の説明。

(神部委員長) 来年度の事業計画の説明をいただきました。何かご質問やご意見はございませんか。

(堺委員) この資料に「基幹型地域包括支援センター」とありますが、障がい者の相談支援事業所にも同様の考えがあります。

芦屋市として、どのように取り組むかについては具体化されていません。

人員や体制について、また課題が出てこられるのではないかと思います。事業計画については、高い目標を掲げ、それに向かって事業展開されているので、それで良いと思います。

(5) その他

(事務局 安達) 4 月 19 日に「虐待に関する研修会」を開催いたしますので、ぜひご出席いただきたいと思います。

また組織改正について、制度横断的な対応ということでトータルサポート担当を新設することができました。また高年福祉課にも 4 名の保健師を配置し、その専門性を生かした組織となります。ですので、虐待対応のフローチャートも少し修正が入ると思いますが、その内容については、次年度の第 1 回目の委員会で、お示しする予定です。また、高橋委員が今年度をもって、委員を辞められますので、新年度は、新たな委員が加わる予定です。

次の委員会は、5 月頃を考えています。所管からご案内いたしますので、よろしくお願いいたします。

(神部委員長) 委員のみなさま、よろしいでしょうか。では、本年 2 回目の委員会は、これで終了いたします。ありがとうございました。

閉 会